

上戸田地域交流センター「あいパル」運営委員会会則

（目的）

第1条 上戸田地域交流センター「あいパル」運営委員会（以下「委員会」という）は、上戸田地域交流センター（以下「あいパル」という）の利活用を推進し、地域活性に寄与することを目的として設置する。

委員会は、利用者や行政・施設管理者、地域住民主体の話し合いや行動を通して、「あいパル」を拠点として、地域の力によって暮らしやすいまちづくりを進めていくことを目的とし、それに努めるものとする。

（事業）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 「あいパル」の公正・公平な利用に関すること。
- （2） 「あいパル」を拠点とした地域活性に関すること。
- （3） その他委員会の目的を達成するため、必要と認められること。

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「運営委員」という）をもって構成する。

- （1） 上戸田地区町会連合会からの推薦者 4名
上戸田地区町会連合会役員会で協議・選出により決定
任期は基本1年とする。ただし、再任を妨げない。
- （2） 本町商店会からの推薦者 1名
- （3） あいパル「サポーターズ倶楽部」選出者 3名 （団体会員2名、個人会員1名）
任期は基本1年とする。ただし、再任を妨げない。
- （4） 一般公募（市民、但しサポーターズ倶楽部会員は除く） 2名
応募者から選定。任期は基本1年とする。ただし、再任を妨げない。
- （5） 指定管理者（施設管理運営者） 3名
- （6） 行政4名（戸田市福祉総務課、協働推進課、生涯学習課公民館担当、
生涯学習課図書館担当 各1名）

委員長が、委員会の審議事項に関し必要と認める時は、委員会にオブザーバーを出席させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

委員長は、「あいパル」総括責任者をもってあてる。

(会議)

第5条 委員会の開催は原則として年4回とし、臨時会は委員長、指定管理者および行政が必要と認めたときに招集する。

委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 委員会会則の制定及び改正
- (2) 「あいパル」運用ルールの作成及び改定
- (3) 「あいパル」フェスタ（年1回／3月開催）の企画立案
- (4) その他「あいパル」の利活用の推進に関する重要な事項

委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立する。

委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

(附則)

この会則は、平成27年9月30日から施行する。

平成31年3月19日一部改正する。

令和3年4月1日一部改正する。